

＜ 商 標 登 録 の コ ミ コ ミ® 料 金 ＞

○ 大部分は1件、1区分で済みますので1件、1区分の費用をご参考下さい。

コミコミ® 料金	63,300 円 (1件、1区分、5年分)
	79,000 円 (1件、1区分、10年分)

※調査、特許印紙代、中間対応（～15万円程度）、消費税が全て含まれています。追加料金なし！（安心・納得）

先行商標調査	コミコミ®で⇒ <u>0円に!</u> /件
中間対応	難しく、時間が掛かるので（～15万円程度）⇒ <u>0円に!</u>

※商標登録出願に至らなかった場合、調査費用<10,500円/件（税込）>を戴きます。

合計金額の明細表 （下記「①（出願時）」+「②（登録時）」の費用一覧）

●●合計金額＜（1件、5年分）＞

出願区分数	印紙代	手数料	成功報酬	消費税	支払合計額
1区分	33,900	0	28,000	1,400	63,300
2区分	64,400	0	48,000	2,400	114,800
3区分	94,900	0	68,000	3,400	166,300

■ ■合計金額＜（1件、10年分）＞

出願区分数	印紙代	手数料	成功報酬	消費税	支払合計額
1区分	49,600	0	28,000	1,400	79,000
2区分	95,800	0	48,000	2,400	146,200
3区分	142,000	0	68,000	3,400	213,400

※印紙代は、特許庁に審査、登録をお願いする為の費用です。

※法人出願の場合、料金より源泉所得税分が引かれます。

① 出願（申込）時の費用（1件）

出願区分数	出願時印紙代	成功報酬	消費税	支払合計額
1区分	12,000	28,000	1,400	41,400
2区分	20,600	48,000	2,400	71,000
3区分	29,200	68,000	3,400	100,600

② 登録時の費用（1件）（登録期間は、5年と10年を選べます。印紙代だけが違います。）

●登録査定時の支払額（5年分）

出願区分数	手数料	登録時印紙代	消費税	支払合計額
1区分	0	21,900	0	21,900
2区分	0	43,800	0	43,800
3区分	0	65,700	0	65,700

■登録査定時の支払額（10年分）

出願区分数	手数料	登録時印紙代	消費税	支払合計額
1区分	0	37,600	0	37,600
2区分	0	75,200	0	75,200
3区分	0	112,800	0	112,800

＜ 特許事務所 料金比較表 ＞

(調査依頼から商標登録までのトータル料金)

中間対応(意見書、補正書作成)は、62%(弊所データ)の確立で発生します。

	特許事務所 富士山会® (コミコミ®料金)	A特許事務所	B特許事務所	C特許事務所
合計	63,300 円 (63,300 円) ※1	96,900 円 (96,900 円) ※1	157,900 円以上 (117,900 円以上) ※1	178,800 円 (73,800 円) ※1
出願前 調査費	+ 0 円	+10,500 円	+21,000 円	+ 0 円
出願時 +	=41,400 円	=64,500 円	=43,500 円	=51,900 円
	12,000 円 (印紙代) + 29,400 円 (成功報酬他)	12,000 円 (印紙代) + 52,500 円 (成功報酬他)	12,000 円 (印紙代) + 31,500 円 (成功報酬他)	12,000 円 (印紙代) + 39,900 円 (成功報酬他)
中間対応	+ 0 円	記載がない	+40,000 円以上	+105,000 円
+ 登録時	=21,900 円	=21,900 円	=53,400 円	=21,900 円
	21,900 円 (印紙代) + 0 円 (預り金から充当)	21,900 円 (印紙代) + 0 円 (預り金から充当)	21,900 円 (印紙代) + 31,500 円 (成功報酬他)	21,900 円 (印紙代) + 0 円 (預り金から充当)
預り金 完全返還® ※2	返還する	返還する	記載がない	返還する
出願実績 ※3	421 件/年	記載がない	記載がない	記載がない

平成 21 年 7 月 31 日現在

※1 () 内料金は、中間対応なしの場合です。なお、中間対応は、意見書・補正書を提出することです。

※2 残念ながら出願時の印紙代を返還するかどうかは、誠意有る特許事務所であるかどうか判断する重要なポイントです。

※3 平成 19 年(平成 19 年 1 月 1 日～平成 19 年 12 月 31 日)

なお、他の特許事務所の料金表には、ハッキリ見え難い表示になっている場合が有りますのでご注意ください。(中間対応費用、調査費、印紙代の返還等)

<料金の計算方法>

商標登録までに掛かる費用（合計金額）の計算は、

（調査費＋出願（申込）時の費用＋中間対応費用＋登録査定時の費用）＝合計金額

- ①調査費＝0円（但し、調査後に出願に至らなかった場合は、10,500円/区分です。）
- ②出願（申込）時の費用は、印紙代＋成功報酬＋消費税です。
- ③中間対応費用は、0円。（他所では、通常1～15万円程度掛かります。）
- ④登録査定時の費用＝印紙代のみ。

《詳細説明》 多数出願の便宜を図りました。

BanBan 商標登録®

<中間対応費用>

内容により他所では、通常1～15万程度する中間対応費用が、弊所では0円です。

<先行商標調査について>

- ①商標登録出願に至った場合

先行商標調査費用が0円です。

※例えば、アドバイス後、画像などを付け加えて商標登録出願に至った場合も0円です。

- ②先行商標調査を行ったが商標登録出願に至らなかった場合

先行商標調査費用<10,500円>を戴きます。

<中間対応（意見書、補正書の作成・提出）について>

中間対応ポイント®

商標登録出願した後で、特許庁の審査官から拒絶理由通知を受け取った後の処理を中間対応と言います。もし拒絶理由通知（リスク）がないと考えた場合は、自分が直接出願した方が得だと思う人もいるかもしれませんが。しかし特許庁の商標登録の審査は、一人の審査官により行われますので審査官の運、不運がどうしてもあります。また、審査官は慎重に審査を行うため、拒絶理由通知が出される確率はどうしても高くなります。良い商標ほど確率は高くなる傾向にあります。

今までの経験で、拒絶理由通知（リスク）を受取る確率は、かなり高く62%程度（弊所データ）あり、意見書、補正書を出して登録になる確率は83%程度（弊所データ）あります。また、最近の特許庁は、ITの普及で中間処理が増加傾向にあります。もし拒絶理由通知をもらうと40日以内に意見書・補正書の作成・提出をする必要があり、法律知識が必要なことは勿論のこと、意見書・補正書の作成には、経験が必要です。直接自分で出される個人の方は、拒絶理由通知を受取り、慌てて特許事務所に頼む人、または諦める人が多数いると思われまます。

逆に、中間対応（意見書、補正書の作成・提出）は、弁理士が一番儲かる部分でもあります。他所では15万円近く掛かる場合もあり、それだけで弊所での商標登録まで全てこみの値段より高くなる場合もあるのです。弊所は、敢えてこの部分（一番儲かる部分）を無料にすることにより、お客様の安心・納得・信用に繋がるようにと考えています。

弊所は、意見書・補正書を作成費用（中間対応）は0円です。全て込みなので、次から次へと追加料金が発生しません。 コミコミ®。 安心しておまかせください®!

特許事務所 富士山会®		代表者 弁理士 佐藤富徳
〒636-0813 大阪府大阪市北区西天満3丁目5-10 オフィスポート大阪510号		
電話	0120-149-331 (06-6131-2113)	
ファックス	0120-149-332 (06-6131-2114)	
メール	fuji3kai@sweet.ocn.ne.jp	
HPアドレス	http://www.shohyo110.com/	

